

# 自分の命は自分で守る!

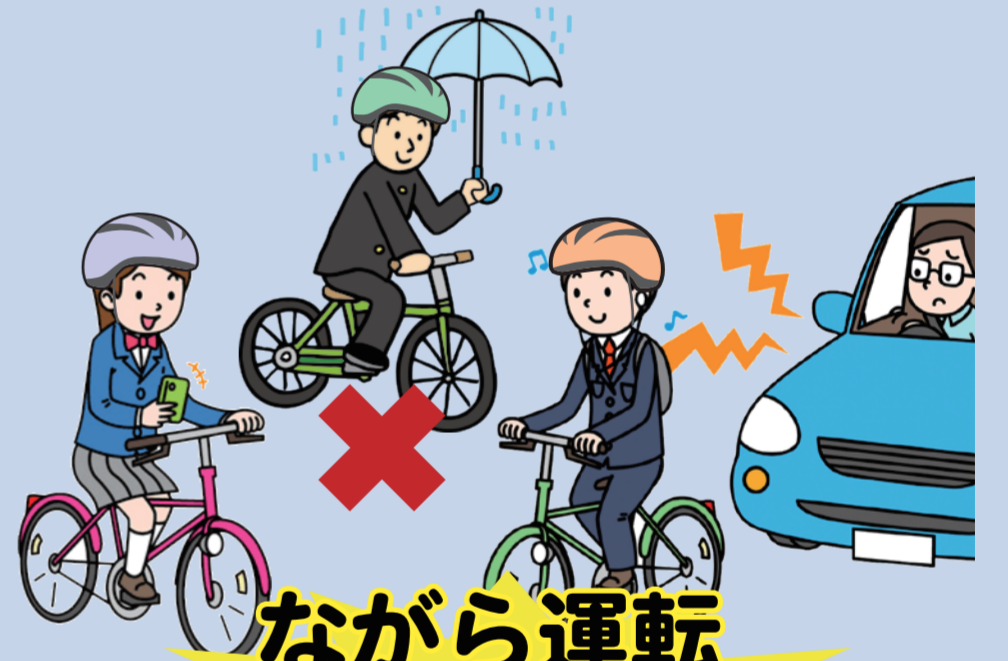
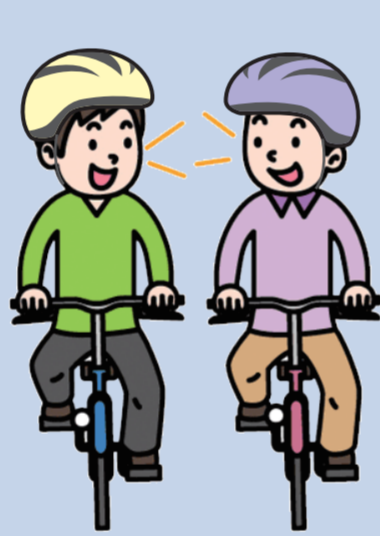
## 交通事故にあわないために

**「止まる、見る、待つ」**

- ①道路や交差点では、一度止まって左右の安全を確認します。
- ②交差点では3歩下がって待ち、青信号でも車が来ないか安全を確かめながら渡ります。
- ③車やバスの前後を通り抜けて、飛び出しません。
- ④道路や歩道では、横に広がって歩いたり、自転車で並走したりしません。
- ⑤車に乗るときは、後部座席でも、必ずシートベルトをします。
- ⑥ながら運転(スマホ、イヤホン、傘等を使用しながらの自転車運転)はしません。

## 自転車の交通違反

※令和8年4月1日から、16歳以上の自転車運転者の交通違反が交通反則通告制度(青切符制度)の対象となります。



ながら運転

スマートフォン・イヤホン

傘差し等

信号無視

指定場所一時不停止

右側通行

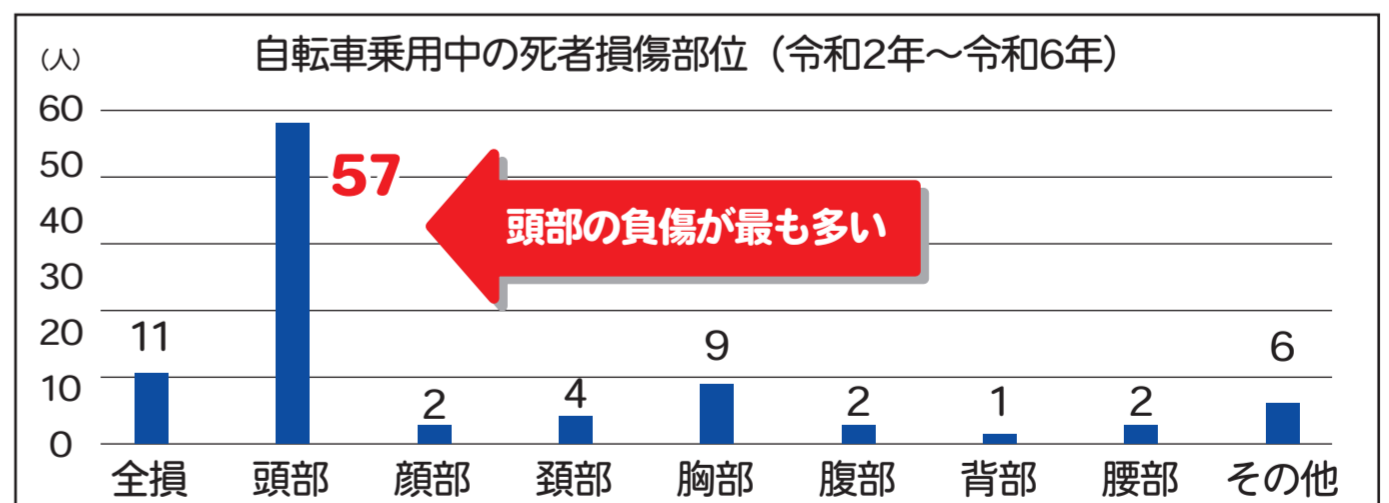
並列通行

二人乗り

## 自転車に乗るときのルール

- ①車道の左側を走ろう。
- ②歩いている人を優先しよう。
- ③ながら運転はやめよう。
- ④交差点では安全確認しよう。
- ⑤夕方からライトをつけよう。

大切な命を守るために  
必ずヘルメットを着用しよう。



※令和5年4月1日から全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務化となりました。

## 自転車保険に加入しましょう

万が一の加害事故に備え、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

(令和4年7月1日より義務化)

